

## 第4章 動員計画

災害の発生が予想される時又は災害が発生した場合の、職員の配備態勢及び動員の方法は以下のとおりである。

### 1 災害配備基準

配備基準は次のとおりとする。

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
《警戒配備》 災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 津波注意報・「津波」の津波警報が発令されたとき	1 調整広報課は、地震・津波情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。	1 調整広報課及び関係課の災害対策要員が対処する。
	2 市内で震度4の地震を感じたとき		2 休日等の勤務時間外は、調整広報課及び関係課の災害対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	3 市長が特にこの配備を指示したとき	2 関係課は、各種情報収集に努め、調整広報課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	
《非常配備》 全庁をあげて対処する態勢	1 市内で震度6弱以上の地震を感じたとき	災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。
	2 市長が特にこの配備を指示したとき		2 休日等の勤務時間外は、全職員が登庁して対処する。
	1 市内で震度5弱、5強の地震を感じたとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。	1 各課の災害対策要員が対処する。
	2 「大津波」の津波警報が発令されたとき	2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	2 休日等の勤務時間外は、各課の災害対策要員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
	3 市長が特にこの配備を指示したとき		

注1 「関係課」とは、市長が防災に関わりがあるものとして指定した課をいう。

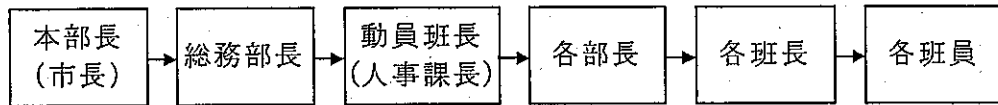
2 「災害対策要員」とは、各課長が災害の警戒及び応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

### 2 職員の動員

#### (1) 動員の方法

ア 職員の動員は、初動体制マニュアルに基づくものとし、原則として、連絡を待たずに直ちに参集するいわゆる自主参集による。なお、連絡を要する場合は、次の連絡系統により行うものとする。

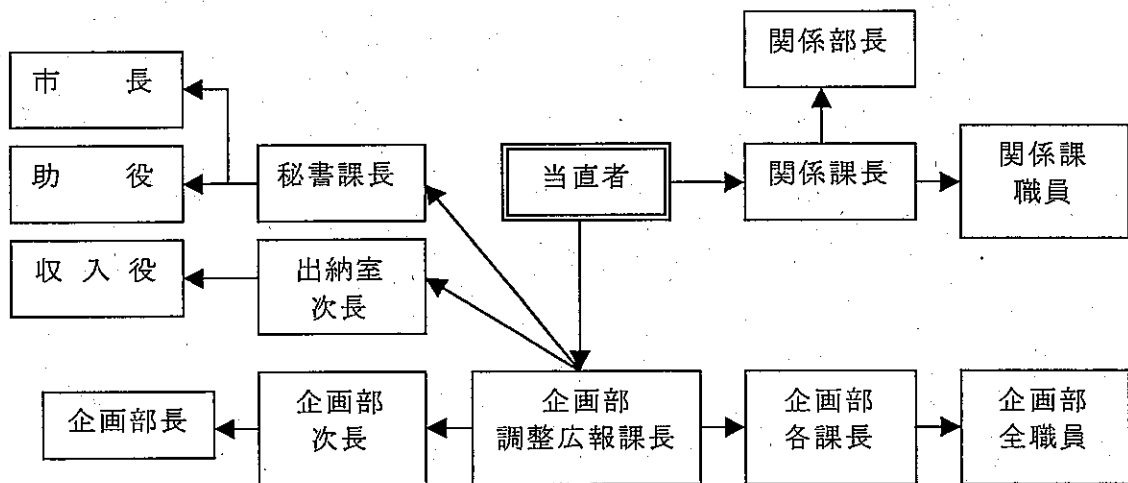
なお、災害対策本部設置前においては、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。



- イ 自主参集した職員及び動員の指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- ウ 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、人事課長（動員班長）に応援職員の配置を求めることができる。
- エ 人事課長（動員班長）は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行うものとする。



(3) 勤務時間外における職員の心得

- ア 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、初動体制マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。
- イ 職員は、出勤途上知り得た被害状況又は災害情報を所属課長（班長）（又は参集場所の指揮者）に報告するものとする。